

5 いじめ防止委員会の開催

毎日の定例会の外、月一回のいじめ防止委員会を常設する。緊急に必要な場合は、この限りではない。

6 「いじめ対策委員会」の設置

いじめが深刻化した場合等において、いじめを解決するための取組を効果的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。

7 「いじめ対策委員会」の構成

「いじめ対策委員会」の構成員は次の通りとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。

校長、教頭、教務主任、ケアコーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー、地域有識者等

8 「いじめ対策委員会」の機能

「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。

- (1) 重大な事態が疑われる状況について、いじめの有無を判断する。
- (2) 重大な事態が発生した場合の調査・分析を行う。
- (3) 重大な事態の解決に向けた行動方針・計画を決定し、実施する。
- (4) 再発防止への取組を推進する。

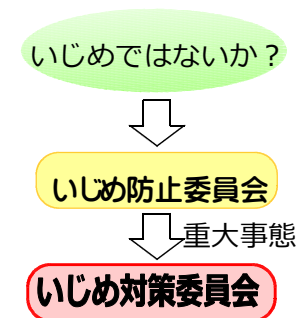


図4 いじめ対策委員会の開催

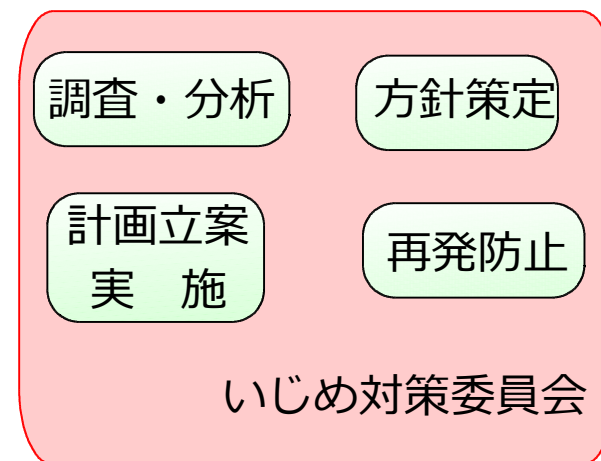


図5 いじめ対策委員会の機能